

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 土木部
- (2) 監査実施期間 平成19年9月25日～平成19年11月16日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を行った。
- (4) 監査方法 平成19年度平成19年4月1日から平成19年8月末日までに執行された事務事業について、各課から提出を求めた資料を基に監査の着眼点を定め、これにより監査を行い、また質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部の平成19年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

(1) 各課の着眼点及び監査項目

【都市計画課】

(歳入)

- 着眼点 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
調定の時期及び手続きは適正か。また、調定漏れはないか。

監査項目 都市計画図売上金

(歳出)

- 着眼点 支給対象となる事実及び役務の提供は適正に行われているか。
支給対象者の受給資格その他要件は関係規定に合致しているか。
支給根拠となる日数、時間等は適正に行われているか。また、源泉徴収の控除及び納付は適正に行なわれているか。

監査項目 事業評価監視委員報酬

【土木課】

(歳出)

- 着眼点 債務の確認は確実に行われ、使用関係のないものはないか。
経費の節減上効率的な執行がなされているか。
支払は適正に行われているか。

監査項目 自動車借上料

【建築住宅課】

(歳出)

着眼点 修繕の内容は適正か。
検査検収は確実に行われ、かつ修繕等の事実のないものはないか。
修繕代金の支払は適正に行われているか。

監査項目 市営住宅に係る修繕料

【下水道課】

(歳出)

着眼点 起債内容は適正か。
元金償還及び利子の支払事務は適正に行われているか。

監査項目 公債費

【連続立体交差推進課】

(歳出)

着眼点 購入は計画的かつ効率的に行われているか。
契約書の規格、数量等に合致しているか。
支払いは適正に行われているか。

監査項目 備品購入費(フェンス)

【水道課】

(歳入)

着眼点 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
調定額の算定は適正か。また、計算に誤りは無いか。

監査項目 加入金

(歳入)

着眼点 水道料金未収金の収納は適宜行われているか。

監査項目 水道料金未収金

(歳出)

着眼点 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

監査項目 大小口径遠隔式メーター取替業務委託料

(歳出)

着眼点 収納した公金は市及び地方公営企業の預金口座に確実に受け入れられているか。また、代理金融機関等受け入れの公金は遅滞なく指定金融機関に送付されているか。

公金取扱い契約の内容は正確に履行されているか。

監査項目 コンビニ収納代行手数料

(2) 各課の監査結果

【都市計画課】

(歳入)

監査項目 都市計画図売上金

都市計画課において、建設業者等が市内の宅地等の開発、都市計画をする場合、用途地域等の参考及び確認等必要となり、その資料とするための各種図面を販売している。

都市計画図(用途地域図)、白地図(1/10,000・1/2,500)街路網図(1/10,000)の4種類を販売している。都市計画図売上代金について監査したところ、監査時点においての売上及び収納、調定等は適正に処理されていた。

月	用途地域図 (@ 900円)		白地図 (@ 200円) 1/10,000		白地図 (@ 400円) 1/2,500		街路網図 (@ 250円) 1/10,000		計 (枚・円)	
	枚数	売上金額	枚数	売上金額	枚数	売上金額	枚数	売上金額	枚数	売上合計
4	5	4,500	1	200	4	1,600			10	6,300
5	5	4,500	1	200	12	4,800			18	9,500
6	5	4,500			13	5,200			18	9,700
7	3	2,700	1	200	8	3,200	1	250	13	6,350
8	6	5,400			5	2,000			11	7,400
計	24	21,600	3	600	42	16,800	1	250	70	39,250

(歳出)

監査項目 事業評価監視委員報酬

事業評価監視委員会は、国庫補助金等の交付を受けて実施する公共事業で、直轄又は補助事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業で、事業費の予算化された時点の後、5年が経過した事業で未着工の事業及び事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業を対象とし、事業の継続の妥当性を判断し、事業の継続、中止、見直し等対応方針を決定し、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ると共に、事業の再評価をすることを目的として設置された委員会で、再評価を実施する事業の対応方針に対して審議を行い、市長に対して意見の具申を行なう委員会である。

事業監視委員会出席者に対する報酬支払に関する決裁行為書、開催通知に伴う関係書類等を監査した結果、その手続及び経費の支出は適正に処理されていた。

開催日時	出席者人数	報酬支払額 (円)	源泉徴収額 (円)
5月30日	5人	45,000	1,350
6月11日	4人	36,000	1,080
計	延べ9人	81,000	2,430

【土木課】

(歳出)

監査項目 自動車借上料

対象となった自動車は、土砂等の作業資材の運搬を主な用途とする道路維持作業車のクレーン付2トンダンプである。この自動車は、資材運搬以外に河川の流れを妨げる大型ゴミをクレーンで回収するなどの用途にも用いられており、その汎用性から土木課分室を拠点としてほぼ毎日稼働しているものである。

本借上料は、上記作業車のリース料として道路橋りょう総務費から支出されたものである。

契約業者 住商リース株式会社

履行期間 平成19年4月1日から平成19年6月30日まで
(暫定予算のため)

平成19年7月1日から平成20年3月31日まで

契約金額 月額 102,795円

支払日 支払請求書を受領した日から30日以内に支払

契約については、前身の道路維持作業車は、平成3年に購入されたものであったが、自動車Nox・PM法の車種規制の対象であったため、平成17年6月28日の車検満了後に継続車検を受けることができず、新規に規制合格車を導入したものである。導入にあたり購入契約とするかリース契約とするかを検討した結果、財政状況からもリース契約が適当であると判断し、平成17年8月31日に平成17年12月1日から60ヶ月を賃貸借期間とする見積書を3社から聴取のうえ、上記業者と毎年同額にて随意契約している。

本借上料に関して、決裁行為書、契約書、請求書等支出関連帳票を監査した結果、契約手続き及び経費の支出手続きは適正に処理されていた。

【建築住宅課】

(歳出)

監査項目 修繕料

高石市営住宅の修繕については、共同施設の住宅維持管理と住宅の明け渡し後に新しい入居者が入居するまでに行うあき家改修等があり、費用の負担は、高石市営住宅管理条例第18条により定められている。また、あき家改修は、同条例第40条によ

り住宅管理員が検査した後に畳の表替、カギ等の取替及び清掃等を行うものであり、住宅管理員が修繕項目を決定後、「建築施行単価」等の単価表を参考に市場単価等を考慮し、市内業者に発注し、検収している。

平成19年度においては、共同施設の修繕が3件、あき家改修が5件（延べ11件）となっている。

この修繕料について修繕伺簿、支出命令書等関係書類を監査した結果、その手続きは適正に処理されていた。

【下水道課】

（歳出）

監査項目 公債費

下水道事業における事業費は大きく分けて、国庫補助金、下水道事業債、一般財源となり、事業費の大半が下水道事業債となる。例年、11月に次年度の事業計画に基づき予算編成し、5月に大阪府に対し事業計画を提出、ヒヤリングを受けた後8月に同意を得、9月に起債申請となる。

本年度の監査日現在の借入れ

平成19年5月31日 公営企業債（平成18年度債）125,700千円 簡易保険局

本年度の監査日現在の償還

平成19年9月1日 元金 27,663,057円 利子 15,519,629円 近畿財務局

本年度は暫定予算の関係で、例年の5月からの事務の流れが後にずれているが、借入れ事務等は適正に行われており、起債内容は適正である。また、起債償還は、政府系資金が9月・3月、一般金融機関（資本費平準化債）が11月・5月となっており、支払い通知書を台帳等関係書類と照合した結果、事務は適正に執行されている。

なお、決裁書類、償還台帳等帳簿関係は適正に保管されている。

【連続立体交差推進課】

（歳出）

監査項目 備品購入費（フェンス）

連続立体交差事業用地として買収した土地の維持管理に用いるフェンスを設置したものである。フェンス設置については、年度当初、契約検査課で期間契約されており、今回の設置も、下記のとおり期間契約された業者に発注しているものである。

契約業者 (有)松本建材店

設置場所 高石市千代田5丁目62-1、62-5

契約金額 1m単価 11,500円

64m×11,500円=736,000円

設置期間 平成19年6月18日～6月20日

支払日 平成19年7月13日

なお、この設置について契約書、支出関係書類等を基に監査した結果、適正に処理

されていた。

【水道課】

(歳入)

監査項目 加入金

加入金は、高石市水道事業条例第27条の2により、給水装置工事申込書兼工事許可申請書及び設計書を提出した給水装置の新設及び改造工事に伴う増径工事申込者から徴収している。

加入金は口径により下記のとおり定められている。

メーター口径	加 入 金
13mm	70,000円
20mm	110,000円
25mm	180,000円
40mm	640,000円
50mm	1,000,000円
75mm	2,500,000円
100mm	4,500,000円
150mm	10,000,000円
200mm	管理者が別に定める。

ただし、既設の給水装置がある場合は、新口径に係る加入金と旧口径（配管図面等で確認）に係る加入金の差額を徴収している。

例：13mmのメーターが設置されていた所に20mmを設置する場合

$$110,000円 - 70,000円 = 40,000円$$

平成19年度の加入金の納入件数は、53件（うち、平成18年度申請分4件を含む）で、申請件数は、148件となっている。

給水装置工事申込書兼工事許可申請書及び設計書、加入金徴収簿及び領収済通知書等関係書類を監査した結果、その手続きは適正に処理されていた。

(歳入)

監査項目 水道料金未収金

水道料金未収金について、未納となった翌月に催告状を、翌々月に督促状を発送している。それ以後まだ納付がない場合は、停水予告書を発送し、その翌月に停水通告書を発送し、その期日になると訪問して納付誓約等がとれない場合は、給水を停止している。

滞納整理においては過年度分の回収に努めると同時に、現年分においても100%を目標として、できるだけ未収金を増やさないよう努めている。

なお、平成14年度から平成18年度（過年分）及び平成19年度（現年分）の平成19年9月末現在の未収額、件数、収納率は下記のとおりである。

	当初調定額	19.4.1 現在 未収金額	19.9.30 現在 未収金額	19.9.30 現在 収納率 (%)
	件数	件数	件数	
平成14年度	1,555,271,252	5,978,206	5,869,805	99.62
	215,537	1,419	1,380	
平成15年度	1,501,801,549	8,243,911	7,906,447	99.47
	217,483	1,533	1,480	
平成16年度	1,495,502,852	6,406,811	5,925,509	99.60
	227,132	1,661	1,535	
平成17年度	1,488,178,430	7,787,518	6,688,261	99.55
	228,121	2,171	1,870	
平成18年度	1,453,134,822	71,780,997	9,744,681	99.33
	229,491	12,643	2,698	

	当初調定額	19.9.30 現在 未収金額	19.9.30 現在 収納率 (%)
	件数	件数	
平成19年4月分	117,358,847	1,094,539	99.07
	19,142	304	
平成19年5月分	114,751,702	1,172,049	98.98
	19,160	341	
平成19年6月分	119,288,025	1,628,646	98.63
	18,724	417	
平成19年7月分	123,703,594	2,275,143	98.16
	19,164	574	
平成19年8月分	125,479,976	4,359,333	96.53
	19,193	1,074	
平成19年9月分	130,733,355	111,154,398	14.98
	19,133	16,067	

(歳出)

監査項目 大小口径遠隔式メーター取替業務委託料

対象となった業務は、メーター指針を電気信号によって離れた場所で表示する装置(遠隔式メーター)を設置し、メーターボックスのふたを開けることなく検針を可能にすることを目的とするものである。

工場や学校などに設置されている口径50ミリ以上の大口径メーターは、検定満期による定期取替の際に順次遠隔化し、個人居宅に設置されている口径40ミリ以下の小口径メーターについては、メーターボックスが居宅の裏庭に設置されていて、家の

中を通して検針しなければならないなど、検針が困難な需要家について、毎月の検針業務を円滑に遂行するために遠隔化するものである。

平成19年4月から9月までの施工実績は、次表のとおりである。

用途別・口径別施工件数及び委託料

用途	口径	18年度		19年度(4~9月)	
		件数	金額	件数	金額
一般用	小口径	2件	61,667円	1件	17,491円
官公署・学校用	大口径	7件	406,810円	3件	94,264円
合計		9件	468,477円	4件	111,755円

契約業者 双葉工業株式会社

履行期間 平成19年4月1日から平成19年6月30日まで。
(暫定予算のため)

平成19年7月1日から平成20年3月31日まで。

契約金額 遠隔化に必要な各工事の単価契約

支払日 業務完了届を提出し、支払請求書を受領した日から30日以内に支払う。

契約業者については、この作業がメーター定期取替の際に併せて施工されるのが合理的であるとの理由で、指名競争入札によりメーター定期取替業務委託を受託している同社と随意契約したものである。

本委託料に関しては、経理処理が定期監査の範囲外の時期に行われたため、提出された資料に訂正は反映されていないが、小口径1件の支出において、伝票発行の際に1円の入力誤りが認められた。これについては、定期監査資料提出の段階で判明し、すでに経理上の訂正処理がなされている。

その他、決裁行為書、契約書、確認報告書、請求書等支出関連帳票を監査した結果、契約手続き及び上記以外の経費の支出手続きは適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 コンビニ収納代行手数料

収納された公金はすべて遅滞なく指定金融機関に入金され、水道事業会計に収納されている。

この業務は、受託者の(株)電算システムとの契約で、(株)電算システムが別途締結したコンビニエンスストア本部との「料金等収納事務契約書」に基づき、コンビニエンスストア本部の直営店およびフランチャイズ契約締結の加盟店において、市の発行する納入通知書に基づき水道料金等を現金で収納し、(株)電算システムを経由して市の指定金融機関に入金するものである。

料金収納事務の流れは、コンビニエンスストアで収納、暗号化されたデータによりコンビニエンスストア本部に伝送 コンビニエンスストア本部は(株)電算システム

に伝送 市水道課が(株)電算システムに接続し、データを受信。市水道課は各コンビニエンスストアで収納されたデータを24時間以内に確認している。

(株)電算システムは、コンビニエンス本部から伝送されたデータを5日ごとに集計し、その収納金を金融機関の3営業日後に市の指定金融機関に振込んでいる。したがって、市水道課は各コンビニエンスストアで納付された水道料金を概ね8日以内に収納している。

9月1日現在の収納状況

月	件数	収納金額(円)	支払手数料(円)
4月	1,558	7,089,009	79,458
5月	1,806	8,342,565	92,106
6月	1,707	7,442,731	87,057
7月	1,726	8,254,318	88,026
8月	1,823	8,488,529	92,973

この業務に係る委託手数料は、収納1件当たり51円で、各収納月分をまとめて手数料計算書を作成し、確認報告書により支払い手続きを行っている。事務の執行は契約内容どおり適正に履行されている。

(3) 監査委員の質問事項

【都市計画課】

羽衣駅前東地区市街地再開発準備組合の活動について
まちづくり整備事業で計画されている各事業について
建築確認申請事務について

【土木公園課】

土木使用料・道路橋りょう使用料・道路占用料について
交通安全保持費・土地賃借料の支出事務について
放置自転車撤去巡回業務委託料について
高石市公園愛護連合会および公園愛護活動について

【建築住宅課】

市営住宅の収入未済額および予算現額と調定額算出方法について
新婚世帯向け家賃補助金返還金の予算現額と調定額算出方法について
本市の住宅政策および市営住宅事業について

【連続立体交差推進課】

土地賃借料、連立事業用地買収費、連立事業用地物件移転補償費について
連立事業の事業開始から本年度までの執行額、累計額について

【下水道課】

受益者負担金現年度分の調定額と予算現額について

受益者負担金滞納繰越分について

受益者負担金に関する業務委託料について

本市の下水道事業から見た泉北環境整備施設組合の課題、問題点について

南大阪湾岸北部流域下水道組合の解散および本市負担金について

【水道課】

泉北水道事業団の水源および本市の水道事業の課題・問題点について

改良整備事業の計画について

修繕引当金について